

先端テクノロジー・データ利活用ユースケース創出支援事業業務委託先募集要項

先端テクノロジー・データ利活用ユースケース創出支援事業業務を公募により実施することとし、業務委託先を以下のとおり募集する。

1 業務の背景・目的

本市が2024年3月に策定した「仙台市経済COMPASS」では、重点プロジェクトの一つとして「DXによる経済成長と暮らしやすさの向上」を掲げており、企業における各種データの利活用の促進や、AI・ブロックチェーン・量子などの先端IT領域の新事業創出を支援するとともに、プロジェクトを牽引する人材の育成を進めることとしている。

また、「骨太の方針2024(令和6年6月閣議決定)」等の国の方針では、官民連携を通じた科学技術・イノベーションを推進して社会課題を経済成長のエンジンへと転換し、持続的な成長を実現するため、生成AI、ブロックチェーン、量子といった先端分野の開発力の強化や、ユースケース創出促進が掲げられている。

本市においては、先端テクノロジーと今後市場拡大が見込まれる産業分野との掛け合わせによる新規事業創出X-TECH(クロステック)に関連する施策や産学官連携事業、スタートアップ支援事業等を通じて、テクノロジーを活用した新たなビジネスの創出に取り組む事業者を支援してきたところである。これら取り組み等を通じて地域企業から創出されたプロトタイプやビジネスアイデアを事業化へつなげるためには、想定するユーザー・顧客とともにデータを収集・分析・活用する実証実験等に取り組む、その結果をフィードバックしてブラッシュアップを重ね、ユースケースとして確立することが重要である。

そこで本業務では、先端テクノロジー(AI・ブロックチェーン・量子コンピューティング)を活用した製品・サービス(以下「サービス等」という。)の実証プロジェクト(以下、プロジェクトという。)を通じてユースケースを創出するとともに、そのユースケースの普及啓発を行うことで、本地域で先端テクノロジーを活用した新たなビジネスが継続的に創出される環境を構築し、地域経済の成長に寄与することを目的とする。

2 募集する業務

(1) 業務内容

別添仕様書のとおり

(2) 委託上限額

3,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(3) 対象分野

別表のとおり

(4) 選定予定件数

- ・ 予算の範囲内で4プロジェクト程度を選定する。
- ・ 別表の「対象技術」と「日本標準産業分類(令和5年7月改定)」の組み合わせを1分野とみなし、同一の分野からは1プロジェクトのみ選定する。
- ・ 提案は、1プロジェクト実施者(複数のプロジェクト実施者で構成される場合は、その構成団体も含む)につき、1件に限るものとする。

(5) 対象経費

本業務に直接的に必要なかつ期間内においてのみ必要となる経費に限り、次の経費は対象とならない。

- ① 本業務と直接関係のない人件費、備品費（税込2万円以上の物品の購入費）、飲食費、被服費、その他本業務に直接関わらない経費
- ② 同一内容の事業で、既に国や地方公共団体の補助金等の対象となっている経費

3 応募資格

応募者の資格は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 仙台市内に事業所を置く法人(一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人を含む。また、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)であること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する「会社」にあたる場合は、中堅・中小企業であること。

本業務における中堅・中小企業とは、日本に設立された株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社のいずれかの法人格を有する企業のうち、中小企業基本法に規定する中小企業、及びそれ以外の企業で従業員2,000人以下の企業を指す。また、事業所は、本社・本店・支社・支店・営業所・開発拠点等を指す。

- (2) 委託事業の目的を的確に遂行するに足りる能力を有する者であること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 仙台市法人市民税を納めていること。
- (6) 仙台市税を滞納していないこと。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 有資格者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項又は第3条各項の規定により指名停止を受けていない者であること。
- (9) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係書類を整備していること。
- (10) 労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係書類を整備していること。

※本業務が複数企業等の連携により行われる場合には、連携企業等のそれぞれにおいても(2)～(4)および(6)～(10)の要件を満たすこと。

4 役割分担

採択事業者	仙台市
① 想定ユーザーの募集・調整、実証実験等を実施するフィールドの調整	① 市の関連イベントやHPでの紹介等の広報協力
② 想定ユーザーとの協働による開発及び実証実験等の実施	② 想定ユーザーの募集・調整にかかる補助、実証実験等を実施するフィールドの調整にかかる補助
③ 実証実験等の結果の取りまとめ、ブラッシュアップ方針の策定	③ 想定ユーザーとの協働による開発及び実証実験等の実施にかかる補助 等
④ 事例報告書の作成、提出 等	

5 提案上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

なお、プロジェクトにかかる総費用が提案上限額を超える場合は、受託者の負担部分を明確に示したうえで提案すること。

6 契約条件

(1) 契約形態

審査により選定された事業者との間で委託契約を締結する。

(2) 契約金額

1事業者につき3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、市と協議のうえ、提案内容の遂行に必要な経費であり、委託内容からその妥当性が認められる範囲内とする。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

(4) 支払条件

業務完了後、市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払う。

(5) その他

- ・ 市は、審査により選定された事業者との間で、企画提案書の内容を基にして委託内容及び契約金額について協議を行い、協議等が整った場合は、あらためて詳細な経費を積算した見積書を提出のうえ、事業者と契約を締結する。
- ・ 選定は本業務の受託候補者を決定するものであり、企画提案書の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務内容の詳細について本市と協議のうえ、企画提案書の内容を一部変更して契約する場合がある。
- ・ 委託事業により生じた収入がある場合、委託料の一部を返還してもらうことがある。
- ・ 本業務により生じた特許権等の知的財産権については、原則として事業者に帰属するものとする。ただし、本業務が複数企業等の連携により行われる場合には、連携企業等間で調整の上、決定するものとする。

7 応募にあたっての事前相談

本事業に応募しようとする者は、令和8年4月24日（金）から6月10日（水）16時までの間に必ず事前に相談を行うものとする。

なお事前相談は下記問い合わせ先まで連絡の上、電話又は電子メールによる予約制とする。

問い合わせ先

仙台市経済局イノベーション推進部イノベーション企画課成長産業係 担当：伊藤・柴田

電子メール：kei008030@city.sendai.jp TEL：022-214-8263

8 応募申込書等の提出

本事業の受託を希望する者は、下記により応募申込書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年6月17日（水）12時まで（必着）

(2) 提出方法

電子データにてメール等により提出すること。

(提出後、担当者宛てに提出した旨を電話し、受領の確認を行うこと。)

〔提出先〕

仙台市経済局イノベーション推進部イノベーション企画課 担当：伊藤・柴田

メール：kei008030@city.sendai.jp

TEL：022-214-8263

(3) 提出書類

- ①応募申込書（様式第2号）
- ②企画提案書（様式第3号）
- ③必要経費の概算（任意様式、積算内訳を添付）
- ④定款
- ⑤履歴事項全部証明書
- ⑥応募者の概要が分かる資料（会社案内等）
- ⑦応募者の直近の決算書又はこれに類する書類（法人の決算書等）
- ⑧仙台市法人市民税の納税証明書
- ⑨市税の滞納がないことの証明書（区役所・総合支所の税務会計担当課発行）
- ⑩法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3 未納税額のない証明書用）
（所管する各税務署発行）

(4) 企画提案書提出上の注意

ア 企画提案書は、下記の内容についてとりまとめ、A4 横向き・横書きとして 15 ページ以内（表紙、目次はページ数に含まない）で記載すること。また、必要に応じて、図表等を用いて分かりやすく記載すること。

- ① 提案の概要
 - ② 「対象技術」と「日本標準産業分類（令和5年7月改定）」の各項目について、別表より選択
 - ③ 宮城県内の想定ユーザーおよび想定ユーザーの抱える課題
 - ④ 具体的な実証内容と期待される効果
 - ⑤ 想定する実証フィールド
 - ⑥ 見積書及び積算内訳（できる限り詳細な見積もりを作成すること。プロジェクトにかかる総費用が提案上限額を超える場合は、受託者負担部分を明確にすること）
 - ⑦ 本業務に係る受託体制
 - ・ 本業務の実施体制、組織体制、支援体制（体制図を記載すること。）
 - ・ 各担当者とその役割、各担当の適性や経歴、能力等
 - ⑧ 類似プロジェクトの実績
 - ⑨ 事業スケジュール
- イ 提案に係る費用は応募者の負担とする。
- ウ 提出資料等は返却しない。
- エ 提出された応募申込書類は、仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）第2条第2号に定める公文書になることから、同条例に基づく情報公開請求等により公開される場合がある。

(5) 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- ・ 応募資格要件を満たさない者又は受託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- ・ 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ その他、提案に関する条件に違反する場合

9 受託候補者の選定について

審査委員会を設置し、以下により、受託候補者を選定する。

(1) 審査方法

- ・ 企画提案書等の提出書類をもとに、(2)の審査基準による書類審査及び面接審査を行う。応募が多数の場合は、書類審査による一次選考を実施する場合がある。
- ・ 審査に当たっては、別表の「対象技術」と「日本標準産業分類（令和5年7月改定）」の組み合わせを1分野とみなし、各分野において、それぞれ最も評価点の高いものだけを選定し、同一分野で2位以下のものは選定しない。
 (例)「AI×農業」における複数の選定は行わないが、「AI×農業」「AI×漁業」「量子×農業」といった対象技術と日本標準産業分類の組み合わせが異なる場合は別分野とみなす。ただし、各分野で1件の選定を約束するものではなく、各分野において最も評価点の高いプロジェクトの中から、さらに評価点の高い順に予算の範囲内で選定を行う。

(2) 審査基準

以下の項目等について評価し、総合的な審査を行う。

ア 事業概要 (4点)

- ・ サービス等の内容が明確であり、「対象技術」の特長をうまく活かしているか

イ 事業の実現性 (16点)

- ・ サービス等がターゲットとする市場について、把握・分析が適切になされているか
- ・ 想定されるユーザーや実証フィールドが具体的で、ユーザーから量・質ともに十分なフィードバックが得られるか

ウ 事業目的との合致性 (8点)

- ・ 本事業で実施するユースケースの発信を通じて、地域内に新たな挑戦（新たなテクノロジーの導入や事業創出）を促すことが期待できるか

エ 事業遂行能力 (8点)

- ・ 実施体制・ネットワーク・実績等から、事業を遂行するための能力があると見込めるか
- ・ 事業を遂行するための費用、スケジュールが妥当であるか

オ 本店 (2点)

- ・ 仙台市内に本店を有するか

(3) 面接審査

書類審査の通過者については、以下の日時、会場において面接審査を実施する。

日 時：令和8年7月1日（水）（予定）

実施方法：市の指定する会場にて面談またはオンライン（予定）

実施内容：提出された企画提案書をもとに、プロジェクトの実施方針について口頭にて説明を行う。（事業者の発表時間15分、質疑応答時間5分を想定）

出席者：3名以内とし、本事業を実施する際の責任者を主たる説明者とする。共同で実施する事業者の出席も可とする。

その他：面接審査の実施時間、実施方法（会場）など詳細については、応募申込書（様式第2号）に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

(4) 選定等

審査結果については、全応募者に対して個別で通知する。

10 スケジュール（予定）

令和8年4月24日（金）	募集開始
6月10日（木）	事前相談実施期限
6月17日（水）12時	応募申込書等の提出期限
7月1日（水）	審査、受託候補者の決定、業務委託契約締結
7月～令和9年2月28日（日）	プロジェクト実施
令和9年3月12日（金）	業務完了届及び事例報告書の提出期限

11 その他

- (1) 受託者は、本事業の実施にあたっては、関連する法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。